

令和8年6月12日

同窓会「湖医会」会長選挙に係る推薦受付け結果について

「湖医会」選挙管理委員会代表

金子 均

標記のことにつきまして以下のとおり報告いたします。

1. 会長候補者被推薦者 永 田 啓 （現「湖医会」会長）

推薦者 芦 原 貴 司 「湖医会」副会長

2. 推薦受付期間

令和8年4月1日（水）（選挙公示日）から5月31日（日）

3. 選挙の実施

令和8年8月30日（日）に開催予定の「湖医会」総会

において選挙（信任投票）を実施いたします。

「湖医会」役員選出規程

2018 年（平成 30 年）6 月 20 日制定

2020 年（令和 2 年）8 月 14 日最終改定

（目的）

第 1 条 役員の選出は、会則の定めるもののほか本規程により円滑・公正な選出を行うものとする。

2 前項の役員は、会長とする。

（選挙管理委員会）

第 2 条 常任幹事会は、役員改選を審議する総会の 6 か月前までに、卒業会員の中から選挙管理委員 3 名を選出し、幹事会の議を経て選挙管理委員会（以下「選管」という。）を立ち上げるものとする。

2 選管は、選挙管理委員の互選により代表者 1 名を決めなければならない。

（選挙公示）

第 3 条 選管は、総会の 5 か月前までに役員選挙公示を行うものとする。

2 公示期間は 2 か月とする。

（推薦者の資格）

第 4 条 候補者の推薦資格は、卒業会員とする。

（候補者の推薦）

第 5 条 候補者を推薦しようとする者は、被推薦者の承諾を得たうえで、選挙公示期間中に別に定める推薦書により選管に届け出るものとする。

（役員選考委員会）

第 6 条 選管は、第 5 条の推薦候補がなかった場合は、その旨を速やかに常任幹事会に報告するものとする。

2 常任幹事会は、常任幹事による役員選考委員会を立ち上げ、役員候補者を選考するものとする。

（総会における選出）

第 7 条 総会において、第 5 条に基づく候補者あるいは前条第 2 項に基づく候補者のうちから、選挙により選出する。

（新役員の公示）

第 8 条 選管は、選出された新役員について、すみやかに公示し会員に知らせなければならない。

（その他）

第 9 条 この規程の改正及び施行に関し必要な事項は幹事会の議を経て定める。

付 則

1. この規程は 2018 年（平成 30 年）6 月 20 日から施行する。

2. 2009 年（平成 21 年）1 月 1 日制定の「湖医会」役員選出規程は廃止する。

付 則

この規程は 2020 年（令和 2 年）3 月 2 日から施行する。

付 則

この規程は、2020 年（令和 2 年）8 月 14 日から施行する。